

山形県特定鳥獣保護管理検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 本県における鳥獣の保護及び管理並びに特定鳥獣（第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣）に関する計画について必要な助言・指導を得ることを目的として、有識者、関係団体、行政関係機関等で構成する山形県特定鳥獣保護管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 検討委員会は、次の事項について助言・指導を行うものとする。

- (1) 鳥獣保護管理事業計画に関すること。
- (2) 第一種特定鳥獣保護計画に関すること。
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画に関すること。
 - ①山形県ツキノワグマ管理計画に関すること。
 - ②山形県ニホンザル管理計画に関すること。
 - ③山形県イノシシ管理計画に関すること。
 - ④山形県ニホンジカ管理計画に関すること。
- (4) その他、上記事項に関連すること。

(委 員)

第3条 検討委員会の委員は、鳥獣に関し学識・経験等を有する者及び行政機関のうちから、山形県環境エネルギー部長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から、翌年度の末日までとする。

(会 議)

第5条 検討委員会の会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 検討委員会の検討事項を専門的に審議するため、委員を中心に座長が指名する者で専門部会を開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議の公開・非公開については、別に定める「山形県特定鳥獣保護管理検討委員会の公開の取扱いについて」によるものとする。
- 6 天災地変その他生じた事情により会議の開催ができない場合は、書面により開催することができるものとする。

(代理出席)

第6条 組織として委嘱された委員については、その組織内の職員の代理出席を認める。

(庶 務)

第7条 検討委員会の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。

(雑 則)
第8条 この規則に定めのない事項は、座長が定める。

附 則
この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年9月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年7月4日から施行する。